

(天正十八年) 豊臣秀吉朱印状 (平岩文書二)

武州岩付城二・三之丸

迄追破、頸数多討捕候旨、

浅野弹正少弼・木村常陸介

かた方、昨夕注進候ニ付而、

様躰被仰含、御上使両三人

被差越候、其趣、(浅野)弹正・常陸(木村)

可申聞候、各同前ニ無由断

城取詰、一人も不洩可討

果候、女子共(供)ハ、悉此方へ可

差越候、引散候者可為越

度候、委細両三使可申候也、

(豊臣秀吉)

五月廿二日 (朱印)

本田(多) 中務少輔とのへ

鳥井(居) 彦右衛門尉とのへ

平岩七(之) 介とのへ

武州岩付城二・三の丸

迄追い破り、頸数多討ち捕らえ候旨、

浅野弹正少弼・木村常陸介

かたより、昨夕注進候に付きて

様体仰せ含められ、御上使両三人

差越され候、その趣弹正・常陸

申し聞かすべく候、各同前に油断無く

城(を)取り詰め、一人も洩らさず討ち果たす

べく候、女・子共(供)は悉くこの方へ

差越すべく候、引き散らし候はば越度

たるべく候、委細両三使申すべく候なり、

(豊臣秀吉)

五月廿二日 (朱印)

本田(多) 中務少輔とのへ

鳥井(居) 彦右衛門尉とのへ

平岩七(之) 介とのへ